

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（平成31年厚生労働省告示第44号）が平成31年2月25日に告示され、同年2月26日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月20日付け保医発0320第3号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

## 記

### 1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「040040 肺の悪性腫瘍」、「060295 慢性C型肝炎」及び「080005 黒色腫」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

### 2. 改正の概要について

「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の5に「ダコミチニブ水和物」を、「060295 慢性C型肝炎」のうち手術・処置等2の5に「ソホスブビル／ベルパタスビル」を、「080005 黒色腫」のうち手術・処置等2の2に「エンコラフェニブ＋ビニメチニブあり」を追加する。

080005 黒色腫

手術・処置等2  
 1: 人工呼吸など  
 2: ダブラフェニブメシル酸塩+トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物あり、  
 エンコラフェニブ+ピメチニブあり  
 3: イピリムマブ  
 4: ベムプロリスマブ、ニボルマブ





